

## 2019年度 公益社団法人長野県社会福祉士会 事業計画

### 「県民生活の支援と権利擁護を図り、誰もが住みよい社会づくりをめざします」

「平成」という 30 年間の時代を福祉の観点から振り返ると、主だった福祉改革が 4 つの転換を目指したものであると言われています。それらは、措置から契約へ、普遍主義的な福祉へ、保護的福祉から自立支援へ、地方自治体が担う分権的福祉と地域共生社会へという、どの分野においても共通の方向性を示していました。

しかし、これらの改革の理念や目的の実現は、わが国の財政的な制約もあり、現実には程遠いものであったと言えます。様々な課題を残したまま、「平成」が終わり、新しい時代が始まります。

そのような激動の中にあっても、本会は、基本的理念を変えることなく、県民生活の支援と権利の擁護、社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発並びに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業等を積極的に推進していきます。

さらに私たちは、高齢者、障がいの有無といった年齢や社会的マイノリティ等に関わらず、生活や権利が保障されるノーマライゼーションの理念の下、貧困、差別、抑圧、排除、暴力、虐待、並びに環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す専門職であり、インクルーシブな社会の実現を目指すことを使命として、会員ネットワークの構築を図りながら事業を展開します。

### 【重点課題】

#### 1 福祉の支援を必要とする人への権利擁護の推進をめざして

すべての人は存在自体に価値があり、尊厳が尊重され平等であるという、社会福祉の普遍の理念の元に、行政機関、弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）等の専門職団体と連携、協働することにより権利擁護の推進を目指す。

- (1) 高齢者、障がい者及び児童等に対する虐待への対応と防止の推進
- (2) 成年後見制度の普及啓発及び利用促進
- (3) 地域生活定着支援事業・再犯防止推進事業、ホットライン業務の推進

#### 2 社会福祉に関する県民への普及・啓発の推進をめざして

ソーシャルワーク専門職団体である医療ソーシャルワーカー協会、精神保健福祉士協会との連携を強化し、ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの思想を実現するため、社会福祉に関する県民への普及・啓発を推進する。

- (1) 「福祉まるごと学会」実践研究の充実

- (2) 「ソーシャルワーカーデー」企画の実施
- (3) セミナー・シンポジウム・講演会の企画実施
- (4) 福祉制度・施策の提言

### 3 福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上をめざして

「福祉は人なり」と言われることから、会員の知識・技術の向上だけでなく、社会福祉士や福祉従事者の人材育成にも寄与する。

- (1) 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び認定研修の企画・実施
- (2) 「キャリア形成訪問指導事業」の実施
- (3) 国家試験統一模擬試験・社会福祉士実習指導者講習会の実施

### 4 専門職団体との連携・ネットワークに関する事業の推進をめざして

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の法改正により、社会福祉士には、福祉サービスを提供する者、または医師その他の保健医療サービスを提供する者、その他の関係者との連絡及び調整の役割が定義づけられた。

- (1) 地域共生社会実現に向けて専門職団体等との連携
- (2) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の推進

### 5 機能的な組織運営、開かれた組織づくりをめざして

福祉の専門職職能団体としての使命・役割を果たすために、より多くの会員の参加と中期計画を策定する。

- (1) 健全な組織経営の推進
- (2) 中期計画の策定
- (3) 入会の促進

## 【事業・活動展開】

### 1 セミナー等開催事業

県民生活の支援と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の普及・啓発を図るために“権利擁護” “認知症” “重症心身障がい児・者” “次代を担う児童” “地域福祉の推進” “累犯障がい者”等をキーワードにセミナー・シンポジウムや福祉まるごと学会を開催する。

#### (1) 福祉まるごと学会

会員による4つ領域（権利擁護、相談援助、地域支援、実践研究）と2つの指定報告を行い、後半はコミュニケーション・ワークショップ（講演と演習）開催する。

6月8日（土）、会場：茅野市中央公民館

#### (2) 「ソーシャルワーカーデー」連動企画

ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性等を考えるフォーラムを、長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県精神保健福祉士協会と共催で開催する。

7月28日（日） 会場：JA長野厚生連 南長野医療センター篠ノ井総合病院講堂

#### (3) 重症心身障がい児・者支援シンポジウム

重症心身障がい児・者の支援のために、地域資源の現状と課題を確認し他職種・多機関との連携を目指して開催する。県共同募金の配分を助成を受ける。

9月28日（土） 会場：長野大学リブプロホール

#### (4) 累犯障がい者・高齢者支援セミナー

矯正施設出所の障がい者・高齢者を地域社会への定着を支援するためのセミナーを開催する。今年度は「全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック専門研修会」を兼ねて開催する。

11月7・8日 会場：JAアクティホール他

#### (5) 権利擁護推進セミナー

高齢者・障がい者に対応する虐待対応、成年後見制度の利用促進、身元保証等“権利擁護”を主テーマにしたセミナーを開催する。

### 2 研修開催事業（福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上）

#### (1) 会員講師派遣事業

##### ① キャリア形成訪問指導事業

福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し研修を行う。

- 補助金 長野県（健康福祉部地域福祉課）
- 期間 2019年5月～ 通年
- テーマ 権利擁護、虐待対応、面接技法 等

##### ② 市町村・事業所等への講師派遣

福祉・介護従事者のスキルアップを支援するため、会員を講師として市町村・事業所に派遣し研修を行う。

- 負担 派遣先の市町村・事業所
- 期間 2019年4月～ 通年
- テーマ 原則として、キャリア形成訪問指導事業のテーマ外等

##### ③ 虐待対応専門職チーム派遣

- 協働 長野県弁護士会との協定に基づく派遣
- チーム 長野県弁護士会と本会の専門職チームのペア
- 対象 市町村行政
- 期間 2019年4月～ 通年

## (2) 高齢者虐待対応現任者標準研修

養護者及び施設従事者等による高齢者虐待に適切な対応を図るため、長野県（介護支援課）、長野県弁護士会と共催で研修・演習を開催する。

- 期 日 2019年6月26日、7月17日、8月2日 3日間
- 会 場 長野県総合教育センター（塩尻市片丘）
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

## (3) 社会福祉士基礎研修

生涯研修制度を実施して社会福祉士としてふさわしい専門的な力量を獲得するために、隣接する他県社会福祉士会と連携を図り開催する。

### ① 基礎研修Ⅰ

- 期 日 2019年6月22日、10月12日
- 会 場 豊科ふれあいホール
- 受講者 社会福祉士

### ② 基礎研修Ⅱ

- 期 日 2019年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 塩尻総合文化センター、松本市浅間温泉文化センター
- 受講者 基礎研修Ⅰ修了者

### ③ 基礎研修Ⅲ

- 期 日 2019年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 塩尻総合文化センター、松本市浅間温泉文化センター
- 受講者 基礎研修Ⅱ修了者

## (4) 認定社会福祉士分野専門研修

- ① 福祉関係者のための地域ネットワーク実践力養成研修
- ② 障がい者の地域生活支援研修
- ③ 成年後見人材育成研修

## (5) 社会福祉士の養成

これから社会福祉士の国家資格を取得する人の支援として、社会福祉士実習指導者講習会の開催や国家試験受験者の支援として、全国統一模擬試験を開催する。

### ① 社会福祉士実習指導者講習会

- 期 日 2019年6月22・23日（2日間）
- 会 場 長野大学
- 受講者 地域包括支援センター、社会福祉事業所等の実習指導者

### ② 社会福祉士全国統一模擬試験

- 期 日 2019年12月1日
- 会 場 長野大学
- 受講者 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験者

## (6) 社会福祉専門研修

社会福祉士として専門性を高めるため、ソーシャルワーカー研究発表・まとめ方講座各種専門研修会を開催する。

社会福祉士の専門性がみえる質の高い実践研究発表を目指すため、抄録の書き方・発表の方法等についての実践講座。

### 3 広報事業

#### (1) 広報紙の発行

本会の公益的事業の実施状況及び社会福祉の現状・課題・提言等を各号に編集し発行する。

- 発行 隔月 年6回
- 部数 2,300部（会員＋福祉事業所等）

#### (2) ホームページの運用

各種事業及び研修等の情報発信、普及啓発を目的としたホームページの改善・充実、積極的活用を行う。

#### (3) メール送信等

会員に対して迅速な情報発信ができる「一斉メール」の登録者拡大と運用方法の検討を行う。

### 4 成年後見事業（権利擁護センターばあとなあながの）

本会会員で成年後見人養成研修を修了し、「ばあとなあながの」の会費を納入している会員で構成し、成年後見の普及・拡大を基盤にして判断能力の十分でない人たちの権利擁護を中心に活動する。

#### (1) 成年後見制度の普及・啓発活動

- ① 福祉関係者のための成年後見制度活用講座（長野県社会福祉協議会と共催）
- ② 成年後見制度利用促進実務研修会等の開催
- ③ 成年後見制度利用促進・基本計画の理念実現のため、県弁護士会、リーガルサポートながのとの連携による協働活動の展開
- ④ 広報活動の充実

#### (2) 成年後見人等の養成、受任拡大・人材育成研修

- ① 成年後見人材育成研修の開催
  - 期日 2019年7月27・28日、9月7・8日（4日間）
  - 会場 松本市松南地区公民館
- ② 成年後見人候補者名簿の家庭裁判所への提出
- ③ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見センター等から依頼を受け成年後見人等候補者の推薦

#### (3) ばあとなあながの会員スキルアップの推進

- ① 円滑な成年後見事業及び適正な後見業務を円滑に実施するために業務監査委員会の開催
- ② 県弁護士会、リーガルサポートながの等と連携しての合同研修会の開催
- ③ ブロック機能を基盤とした継続的研修体制の強化及び地区別全体研修会の実施
- ④ 新規（初回）受任者フォローアップ、スーパービジョン等の実施。

#### (4) 未成年後見実施に向けての検討

## 5 生活支援等事業

### (1) 地域生活定着支援センター事業

長野県から委託を受けて、累犯障がい者等の矯正施設からの退所支援等の地域生活定着促進事業を行う。

#### ① コーディネート業務

保護観察所（他都道府県定着センター経由含む）からの依頼を受けて、矯正施設からの退所予定者に対して福祉施設等入所支援を行う。

#### ② フォローアップ業務

矯正施設退所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けて継続的に支援を行う。

#### ③ 相談支援業務

障がい者、高齢者等で被疑者・被告人等となった人達への相談支援業務を行う。

#### ④ その他

累犯障がい者等の支援をテーマにしたセミナーを「全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック専門研修会」を兼ねて長野市内で11月に開催する。

また矯正施設内において市町村行政、相談支援機関、福祉事業所を対象とした視察研修会を開催する。

### (2) 再犯防止推進ネットワーク構築事業

長野県から委託を受けて、矯正施設からの退所者支援及び被疑者・被告人等となった人達への支援ネットワーク構築事業を行う。

広域圏での市町村行政、相談支援機関、まいさぼ、福祉事業所等が一堂に集まり再犯防止の連携・協議会を開催する。

また、広域圏での再犯防止に向けての研修会を開催する。

### (3) 児童虐待・DV 24時間ホットライン業務

長野県から委託を受けて、児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談に24時間態勢で応じ、緊急事案については、児童相談所または女性相談センターにつなげ、速やかに必要な援助を行う。

#### ① 電話相談に専門の電話相談員を24時間（3交代）365日配置して対応する。

#### ② 緊急の相談を受理した場合は、速やかに児童相談所又は女性相談センターへ電話連絡及び記録の送信を行う。

#### ③ 相談内容の記録の整備、定例会の開催による相談員間の情報共有を行う。

### (4) その他

県民生活に関わることについて社会福祉の専門性を発揮した事業を展開する。

## 6 機能的な組織運営、開かれた組織づくり

### (1) 地区活動の活性化

専門職団体として様々な活動を実践し地域住民からその存在について認知され、その活動が公益性を持ち評価される必要がある。学習活動を地区及びブロックで定期的を実施し、地区活動を活性化する。

学習活動においては、特定の分野に偏らず、社会福祉に関する様々な領域のテーマを扱い、多くの会員が参加する活動を展開していく。

#### ① 北信地区

会員主体の学びあいとネットワークづくりを基盤に、新たな会員の拡大や社会福祉士を目指す学生との交流など、会のすそ野を広げ地区活動の充実を図る。また、「保証」問題を重点テーマとして調査や課題提起を行う。

② 東信地区

公益社団法人の地区支部として地域の福祉に貢献できるよう、会員内外のネットワークづくりと学び合いの場づくりを推進する。特に、重症心身障がい児・者支援シンポジウムは東信が担当。会員の知恵と力を結集して行うする。

③ 中信地区

地区会員一人ひとりが主体性をもって会に関わり、学習会などの取り組みを通じて互いに資質の向上と連携に努め、地域における社会福祉士の役割を積極的に担い発信する地区活動をめざす。

④ 南信地区

これまでと同様に、諏訪・上伊那・南信州の各ブロックでの定期的な学習会などを通して社会福祉士としての資質を高め、地域共生社会の実現に貢献できる地区活動を展開する。

(2) 委員会活動の活性化

専門職団体としてその専門性を最大源発揮できる活動は委員会活動であり、その専門性を維持向上させながら持てる力を発揮し、様々な組織と連携を図り地域の福祉社会実現の一助を担う。

① 一般委員会

○ 福祉活動委員会

高齢者、障がい者、子ども、地域福祉の各部会について積極的な地区における学習活動と相互に連携を図りながら、福祉活動委員会全体でその成果を積み上げた政策提言や全県に向けた事業を企画・実施する。

また、喫緊の福祉課題についてプロジェクトチームでの対応を展開する。

○ 虐待対応委員会

高齢者、障がい者等虐待対応支援等に関することを担う。養護者による虐待のみならず施設従事者等による虐待件数も増加傾向にある中で、「虐待は最も重大な権利侵害である」という意識のもと、行政機関による虐待防止及び対応が適切になされるよう県弁護士会との連携を強めた活動を展開する。

また、行政機関による虐待対応を支援するための研修講師養成や虐待対応専門職チームの体制強化など、日本社会福祉士会の取り組みと連動して展開する。

○ 広報編集委員会

広報紙の編集発行、ホームページの運用、パンフレットの作成発行等に関することを担う。会員以外の県民も広く閲覧できる広報紙やホームページの運用を行う。

② 事業委員会

○ 生涯研修センター運営委員会

社会福祉士基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修、福祉専門研修等生涯研修について企画するとともに、キャリア訪問指導事業、社会福祉士実習指導者講習会、全国統一模擬試験等の企画実施を担う。

また、基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修は近隣県社会福祉士会とも連携する。

○ 権利擁護センターぱあとなあがの運営委員会

成年後見制度の啓発・普及、成年後見人の養成、後見受任者支援等に関することを担う。特に、業務監査委員会の助言を受け、成年後見業務の質的向上を図る。

○ 地域生活定着支援センター運営委員会

定着センターの事業、個別ケース、研修・広報周知、ネットワークづくり等に関することを担う。特に、困難ケースをはじめ本会会員とのネットワークに努める。

③ 特別委員会

○ 倫理委員会

懲戒及び苦情対応等に関することを担う。苦情申出があった場合には速やかに対応する。

○ 福祉まるごと学会運営委員会  
社会福祉士として実践を言語化し、自身と会員相互の社会福祉実践の技量向上並びに社会に提言していく学会の企画・運営を行なう。

○ 災害福祉支援運営委員会  
本会の災害時支援体制・活動マニュアルの改訂を行うとともに、災害派遣チーム員の登録・研修制度等について企画検討する。

④ プロジェクト

常設の委員会の他に、必要に応じてプロジェクトを立ち上げて当面する課題等に対応する

i 成年後見制度利用促進プロジェクト

○ 成年後見制度利用促進法・基本計画に基づき、県弁護士会・リーガルサポートながの等連携しながら、高齢者・障がい者の権利擁護のために成年後見制度の利用促進を図る。

ii 身元保証人問題を考えるプロジェクト

○ 医療・福祉現場における保証人にかかわる諸課題について、平成30年度のプロジェクトの実態調査結果を踏まえ、関係機関と協働し、さらなる実態調査・提言・関係する事業の実施等を行う。

iii 社会福祉士養成の検討プロジェクト

○ 社会福祉士の養成について、社会福祉士養成校と協議し、実習受入を行う法人等を増やすための取り組みや、資格取得を目指す学生や有資格者だが会に未加入者へのはたらきかけを検討・実施する。

IV 長野県社会福祉士会中期計画策定推進プロジェクト

○ 平成24年に「会のあり方検討会」が提言した内容を基に検証・評価を行い、今後の中期的な計画の策定を行う。

**(3) 会員、賛助会員の拡大、開かれた組織づくり**

社会福祉士会の組織率は、名称独占ということの影響もあり低迷している。会の社会的認知度を高め、社会福祉士という専門職の社会的進出においても組織率を高めることは必要不可欠である。

そのためには、会員とともに資質の向上を図る楽しさや、専門的知識を得られる合理的な習得方法をアピールし非会員に呼びかけ、働きかけていく。

また、様々な機会をとらえ会員の声を聴く機会を設け、会員一人ひとりが参加・参画できる、開かれた組織をめざしていく。

**(4) 健全財政の確立、事務局機能の充実**

会員拡大を図ることが健全な財政の最良の道であるが、自治体からの受託費や補助金の確保に努め、収入と支出のバランスを考えた健全な財政の構築を図る。

事務局機能については、各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動の業務が円滑に推進できるよう、事務局職員のモチベーションを上げ、スキルアップを図り、効率の良い事務局運営をめざしていく。

**(5) 日本社会福祉士会、関東甲信越ブロック都県社士会等との連携**

① 公益社団法人日本社会福祉士会とは、日常的に連携しながら活動するとともに総会等を通じて意見反映を行う。

② 関東甲信越ブロックの都県社会福祉士会とは、緊密な情報交換を行いながら、連携・協働活動を推進する。

2019年度は、関東甲信越ブロック協議会の幹事県として、年2回の協議会の開催や生涯研修センター協議会の役割を担う。

③ 近県の社会福祉士会とは、基礎研修の開催等緊密に連携しながら事業を協働する。